

## 山梨県環境保全型農業直接支払補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の健全な発揮を図るため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業を実施する農業者団体等（以下「農業者団体等」という。）に対し、市町村が補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費並びに市町村が行う現地確認や農家指導等に要する経費について、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型直払交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の補助対象経費、交付対象者、補助率、補助対象活動及び交付単価)

第2条 補助金の補助対象経費、交付対象者、補助率、補助対象活動及び10a当たりの交付単価は、別表に掲げるとおりとする。

ただし、交付単価については、交付等要綱第3による環境保全型農業直接支払交付金（以下「国交付金」という。）の交付額が、実施要領第6の3の(2)により調整される場合は、調整後の国交付金交付単価にその1/2を加えた額とする。

### (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号直接支払補助金、様式第2号推進費補助金）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号直接支払補助金、様式第4号推進費補助金）を市町村長に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号直接支払補助金、様式第6号推進費補助金）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合については、この限りではない。

- (2) 市町村長は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第7号直接支払補助金、様式第8号推進費補助金）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### （補助金の交付方法）

第6条 この補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いをすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号直接支払補助金、様式第10号推進費補助金）を知事に提出しなければならない。

#### （状況報告）

第7条 市町村長は、規則第10条の規定により、当該年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在における遂行状況報告書（様式第11号直接支払補助金、様式第12号推進費補助金）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

#### （実績報告の提出、提出期限）

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第13号直接支払補助金、様式第14号推進費補助金）を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第9条 知事は、補助事業の完了に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長にすみやかに通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （交付決定の取消等）

第10条 知事は、第5条（2）の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村長が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 市町村長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村長が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第3項の規定を準用する。

#### (書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた市町村及び農業者団体等は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

#### (書類の提出)

第12条 市町村長は、本要綱により提出する書類(添付書類として、農業者団体等が作成した書類を含む。)正副2部を農務事務所を経由し知事に提出するものとする。

#### (電子情報処理組織による申請等)

- 第13条 市町村長は、第3条の規定による交付の申請、第5条の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第6条の規定による概算払請求、第7条の規定による状況報告、第8条の規定による実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 市町村長は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
  - 3 市町村長が第1項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

#### 附則

この要綱は、平成23年7月25日より施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成24年5月16日より施行し、平成24年4月6日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年6月25日より施行し、平成24年5月16日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年6月4日より施行し、平成27年4月2日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年5月10日より施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月11日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年5月12日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年5月20日より施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月21日より施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

補助対象経費	交付対象者	補助率
1 環境保全型農業直接支払補助金 市町村が農業者団体等に対し交付する補助金に要する経費	市町村	定 額 (10 a 当たり交付単価に 取組み面積を乗じた額)
2 環境保全型農業直接支払推進費補助金 日本型直払交付等要綱別紙3の第2に定める、市町村が行う現地確認や農家指導等に要する経費		定 額

環境保全型農業直接支払補助金の 補助対象活動	10 a 当たりの交付単価
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下、「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3, 300円
5割低減の取組とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	4, 500円
5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	4, 050円 (小麦、大麦、イタリアングラスを 作付けした場合は2, 400円)
5割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	3, 750円
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	2, 250円
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	600円
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	600円
5割低減の取組と交信攪乱剤による害虫防除と雑草を用いた草生栽培を組み合わせた取組	6, 000円
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	3, 750円
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ）の取組 （そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外）	9, 000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（※1）に限り、1, 500円を加算)
有機農業の取組 （そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物）	2, 250円
有機農業の取組の拡大に向けた活動（以下「取組拡大加算」という。） （そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外）	3, 000円

※1 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること。

※2 山梨県における化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例が設定されている品目についてはその低減割合とする。

様式第 1 号直接支払補助金（第 3 条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払補助金交付申請書

令和〇〇年度において次のとおり実施したいので、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の計画（又は実績）

区 分	対象農業者数 (人)	支援対象面積 (a)	交付単価 (円)	交付額 (円)
堆肥の施用				
カバークロープ				
リビングマルチ				
草生栽培				
不耕起播種				
長期中干し				
秋耕				
交信攪乱剤				
炭の投入				
有機農業				
有機（加算）				
取組拡大加算				
合 計				

注 1：区分は別表交付単価の補助対象活動。

注 2：リビングマルチの取組で小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合、有機農業の取組でそば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を作付けした場合は、単価が異なることから行を追加して記載すること。

注 3：有機農業の取組で加算措置に取り組んだ場合は、有機（加算）の欄に記載すること。

注 4：対象農業者数、支援対象面積の算出基礎が分かる資料を添付すること。

4 経費及び負担区分

補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費)	負 担 区 分	
	県	市町村
(円)	(円)	(円)

5 事業完了(予定)年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 費	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
合 計					

(2) 支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
		増	減	
(円)	(円)	(円)	(円)	

様式第2号推進費補助金（第3条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金交付申請書

令和〇〇年度において次のとおり実施したいので、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1 推進・指導	(活動内容)	
2 確認事務	(確認時期及び確認内容)	
3 その他推進事務	(活動内容)	

4 経費及び負担区分

補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費)	負 担 区 分			備 考
	国	県	市町村	
(円)	(円)			

注：備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入する。



5 事業完了（予定）年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
		増	減	
(円)	(円)	(円)	(円)	

（2）支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
		増	減	
(円)	(円)	(円)	(円)	

番 号  
年 月 日

市 町 村 長 殿

山梨県知事 印

環境保全型農業直接支払補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった環境保全型農業直接支払補助金については、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく交付決定を受けた補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金を他の用途へ使用したとき
    - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
    - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
  - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年利10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

市 町 村 長 殿

山梨県知事 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった環境保全型農業直接支払推進費補助金については、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
--------	---	---

補助金の額	金	円
-------	---	---

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく交付決定を受けた補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第5号直接支払補助金（第5条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払補助金について次の理由により変更したいので、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第5条の（1）の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（以下別記様式第1号直接支払補助金に準じて作成すること。）

（注）変更に係る部分について、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 添付書類

知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払推進費補助金について次の理由により変更したいので、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第5条の（1）の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（以下別記様式第1号直接支払補助金に準じて作成すること。）

（注）変更に係る部分について、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 添付書類

知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払補助金について、次の理由により事業を中止（廃止）したいので環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第5条の（2）の規定により申請します。

- 1 中止・廃止の事由  
（具体的に記入すること）



様式第8号推進費補助金（第5条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払推進費補助金について、次の理由により事業を中止（廃止）したいので環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第5条の（2）の規定により申請します。

- 1 中止・廃止の事由  
（具体的に記入すること）

様式第9号直接支払補助金（第6条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払補助金について、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ① - (②+③)	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

振込金融機関名

本店・支店（支店名

預金種別

当座

・ 普通

フリガナ

口座名義

口座番号

NO.

様式第10号推進費補助金（第6条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払推進費補助金について、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ① - (②+③)	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

振込金融機関名

本店・支店（支店名

預金種別

当座

・ 普通

フリガナ

口座名義

口座番号

NO.

様式第 1 1 号直接支払補助金（第 7 条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払補助金遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払補助金について、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第 7 条の規定により報告します。

総事業費 (A+B)	事業の進行状況				備考
	第〇・四半期までに 完了したもの		第〇・四半期以降に 実施するもの		
	事業費 (A)	出来高 比率	事業費 (B)	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

様式第12号推進費補助金（第7条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払推進費補助金について、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

総事業費 (A+B)	事業の進行状況				備考
	第〇・四半期までに 完了したもの		第〇・四半期以降に 実施するもの		
	事業費 (A)	出来高 比率	事業費 (B)	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

様式第13号直接支払補助金（第8条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払補助金について、次のとおり実施したので、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

（以下の記載様式は、別記様式第1号直接支払補助金に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 変更があった場合においては、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
  - 2 添付書類は、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったもの及び事業実施状況の確認できる書類等を添付すること。
  - 3 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

様式第14号推進費補助金（第8条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

環境保全型農業直接支払推進費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった環境保全型農業直接支払推進費補助金について、次のとおり実施したので、環境保全型農業直接支払補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

（以下の記載様式は、別記様式第2号推進費補助金に準じて作成すること。）

- （注） 1 変更があった場合においては、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類は、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったもの及び事業実施状況の確認できる書類等を添付すること。
- 3 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。